プレスリリース

令和８年１１月１２日
福 島 県 農 林 水 産 部
（　水　産　課　）

農林水産物（水産物）に係る出荷制限の解除について

本日、国の原子力災害対策本部長から福島県知事に対し、福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕された**「いわな（養殖により生産されたものを除く。）」**、福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）において採捕された**「やまめ（養殖により生産されたものを除く。）」**、福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。ただし、松川を除く。）において採捕された**「やまめ（養殖により生産されたものを除く。）」**について、出荷制限を解除する内容の指示がありましたのでお知らせします（詳細は別添資料のとおり：概要１～３ページ、指示書４～９ページ）。

（お問い合わせ先）
福島県農林水産部水産課
主　　幹　早乙女　忠弘
電　　話　０２４－５２１－７３７５
内　　線　３２６２

出荷制限解除について

１．いわな（養殖により生産されたものを除く。）

（１）出荷制限指示（３ページ、図１のとおり）

河川・湖沼	開始時期
福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）	平成 24 年 4 月 5 日

（２）解除申請内容

ア　解除申請日：令和８年１０月３０日

イ　解除範囲：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）

ウ　検体数：１２５検体

（令和４年１１月６日から令和７年１０月３０日に採取）

エ　放射性セシウムの平均値：１６Ｂｑ／ｋｇ

（３）出荷制限の解除日：令和８年１１月１２日

（４）生態

ア　食性：昆虫などを捕食

イ　生息域：河川上流部の渓流域に生息



（５）県内における利用

ア　釣り等の遊漁を含む漁業の対象

（県内の２５の漁業権漁場における漁業の対象魚種）

イ　漁期：４月～９月（１０月～３月の間は県漁業調整規則により採捕禁止）

※漁場によって取扱いが異なる場合があります。

ウ　食材としての利用…塩焼き、甘露煮等

２．やまめ（養殖により生産されたものを除く。）

（１）出荷制限指示（３ページ、図２のとおり）

河川・湖沼	開始時期
真野川（支流を含む。）	平成 23 年 6 月 17 日
新田川（支流を含む。）	平成 24 年 3 月 29 日
太田川（支流を含む。）	平成 24 年 3 月 29 日
福島県内の阿武隈川（支流を含む。）	平成 23 年 6 月 6 日

（２）解除申請内容

ア　解除申請日：令和８年１０月３０日

イ　解除範囲：福島県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、松川を除く。）

ウ　検体数

（ア）信夫ダムの上流：１６３検体

（令和元年９月１４日から令和７年１０月２９日に採取）

（イ）信夫ダムの下流：１２１検体

（令和４年１０月５日から令和７年１０月３０日に採取）

エ　放射性セシウムの平均値

（ア）信夫ダムの上流：１２Ｂｑ／ｋｇ

（イ）信夫ダムの下流：１４Ｂｑ／ｋｇ

（３）出荷制限の解除日：令和８年１１月１２日

（４）松川支流において令和７年１０月３０日に採捕されたやまめから基準値１００Bq/kg を超過する放射性セシウムが検出されたため、松川（支流を含む。）については出荷制限が継続されます。松川は本流が酸性河川であるため、その支流に生息するやまめが、他の阿武隈川水系河川に移動することはありません。また、松川（支流を含む。）には第五種共同漁業権が設定されておらず、漁業協同組合が行う遊漁券の販売には影響ありません。

（５）生態

ア　食性：昆虫などを捕食

イ　生息域：河川上流部の渓流域に生息



（６）県内における利用

ア　釣り等の遊漁を含む漁業の対象

（県内の２７の漁業権漁場における漁業の対象魚種）

イ　漁期：４月～９月（１０月～３月の間は県漁業調整規則により採捕禁止）

※漁場によって取扱いが異なる場合があります。

ウ　食材としての利用…塩焼き、甘露煮等



図１　いわなについて出荷制限指示があった河川・湖沼（太線）と今回解除される河川（網掛け部）
※夏井川の一部（太線破線部）は県による採捕自粛要請を継続中。



図２　やまめについて出荷制限指示があった河川・湖沼（太線）と今回解除される河川（網掛け部）
※福島県内の阿武隈川（支流を含む。）のうち松川（支流を含む。）については、出荷制限が継続される。

【解除後】

指　示

令和８年１１月１２日

福島県知事
　内堀　雅雄　殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市　早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項に基づく令和８年７月１日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

１．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の

【中略】

市、川俣町、楢葉町、川内村及び葛尾村において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５１．福島県広野町及び大玉村において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５３．福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５４．福島県楢葉町において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５５．福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５６．福島県南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５７．福島県福島市、二本松市、いわき市、伊達市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５８．真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあ

ゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

５９．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６０．真野川（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６１．新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

６２．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（松川（支流を含む。）に限る。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６３．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６４．福島県富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、富岡町（平成30年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成29年９月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に

【後略】

【解除前】

（参考）

指　示

令和８年７月１日

福島県知事
　内堀　雅雄　殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市　早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項に基づく令和８年６月８日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

１．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域（環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区（完了地区を含む。）及び実施予定地区（候補として検討されている農地を含む。）を除く。）を除く。）に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の

【中略】

市、川俣町、楢葉町、川内村及び葛尾村において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５１．福島県広野町及び大玉村において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５２．福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５３．福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５４．福島県楢葉町において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５５．福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楢葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５６．福島県南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５７．福島県福島市、二本松市、いわき市、伊達市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

５８．真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあ

ゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

５９．福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６０．真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６１．真野川（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６２．新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

６３．太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６４．福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

６５．福島県富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（１２月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し

【後略】

内水面の採捕・出荷制限等の措置一覧

（令和8年11月12日現在）

Ⅰ　河川・湖沼

1　県から採捕の自粛を要請した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚　種	河川・湖沼名	適用月日	関　係　漁　協	備　　考
モクズガニ	真野川	平成23年6月23日	真野川漁協	支流を含む。
イワナ	夏井川	令和8年3月27日	夏井川漁協	夏井川のうち籠場の滝から愛谷堰頭首工の間（支流を含む。ただし、小玉川のうち小玉ダムより上流を除く。）

2　国から摂取制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚　種	河川・湖沼名	適用月日	関　係　漁　協	備考
ヤマメ	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。

3　国から出荷制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚　種	河川・湖沼名	適用月日	関　係　漁　協	備考
アユ	真野川	平成23年6月27日	真野川漁協	支流を含む。
	新田川	平成23年6月27日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
ウグイ	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
フナ	真野川	平成24年4月27日	真野川漁協	支流を含む。
ヤマメ	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	太田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	松川（阿武隈川水系）	平成23年6月6日	該当漁協なし	支流を含む。

4　国からの出荷制限指示の解除があった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚　種	河川・湖沼名	解除月日	関　係　漁　協	備考
アユ	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流（支流を含む。）。（平成23年6月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
イワナ	舘岩川	平成24年9月19日	南会津西部漁協	支流を含む。（平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの）
	只見川	平成26年8月25日	只見川漁協、野尻川漁協	本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	只見川	平成26年12月11日	只見川漁協 阿賀川漁協	只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	日橋川	平成27年1月14日	阿賀川漁協 会津漁協	日橋川のうち金川発電所の下流（支流を含む。ただし東山ダムの上流を除く。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの） ※大塩川については大塩川で記載
	大塩川	平成27年1月14日	阿賀川漁協	支流を含む。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。（平成24年4月12日に国から出荷制限の指示があったもの）
	秋元湖 長瀬川	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿武隈川	令和2年2月25日	阿武隈川漁協	信夫ダムの上流（支流を含む。）。（平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの）
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿武隈川	令和8年11月12日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流（支流を含む。）。（平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの）
ウグイ	只見川	平成26年10月24日	伊北地区漁協 南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	只見川のうち滝ダムの上流（支流を含む。ただし只見ダムの上流を除く。）。 ※伊南川については伊南川で記載 （平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	伊南川	平成26年10月24日	南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	支流を含む。（平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	猪苗代湖	平成29年4月27日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川（支流を含む。ただし、酸川及びその支流並びに酸川との合流点から上流の長瀬川を除く）（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	日橋川	平成29年4月27日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿武隈川	令和元年12月3日	阿武隈川漁協	支流を含む。（平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの）
	秋元湖 長瀬川	令和2年2月25日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。（平成24年3月29日に国から出荷制限の指示があったもの）
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）。（平成24年3月29日に国から出荷制限の指示があったもの）
ウナギ	阿武隈川	令和4年9月28日	阿武隈川漁協	支流を含む。（平成24年8月2日に国から出荷制限の指示があったもの）
コイ	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	支流を含む。（平成26年9月16日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿賀川	令和元年12月3日	阿賀川漁協 会津漁協 西会津漁協	阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）。（平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
	秋元湖 小野川湖 檜原湖 長瀬川	令和4年9月28日	檜原漁協 猪苗代・秋元漁協	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。（平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
フナ	阿賀川	令和元年12月3日	阿賀川漁協 会津漁協 西会津漁協	阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）。（平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）。（平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿武隈川	令和4年9月28日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流（支流を含む。）。（平成24年5月10日に国から出荷制限の指示があったもの）
	秋元湖 長瀬川	令和4年9月28日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。（平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの）
ヤマメ	久慈川	平成25年7月30日	久慈川第一漁協	支流を含む。（平成24年6月7日に国から出荷制限の指示があったもの）
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。（平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの）
	秋元湖 長瀬川	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。（平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの）
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）。（平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの）
	猪苗代湖	令和4年9月28日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川（支流を含む。ただし、酸川及び酸川との合流点から上流の長瀬川を除く。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	日橋川	令和4年9月28日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流（支流を含む。）。（平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの）
	阿武隈川	令和8年11月12日	阿武隈川漁協	支流を含む。ただし、松川を除く。（平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの）

5　県の採捕自粛要請を解除した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚　種	河川・湖沼名	解除月日	関　係　漁　協	備考
ウグイ	久慈川	平成25年5月15日	久慈川第一漁協	支流を含む。（平成24年3月15日に県から平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請していたもの）
ヒメマス	沼沢湖	平成28年3月30日	沼沢漁協	流入河川を含む（平成24年3月28日に県から平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請していたもの）

Ⅱ　養殖

1　県から出荷の自粛を要請した魚種及び市町村

魚　種	市町村名	適用月日	指示・要請	備考
ホンモロコ	川内村	平成23年7月20日	県（要請）	
ドジョウ	郡山市	平成24年6月20日	県（要請）	